

都市計画法第57条の規定に基づく届出について

越谷市都市整備部都市計画課

【概要】

都市計画施設及び市街地開発事業の迅速な施行を確保し、円滑な整備を進めるため、都市計画法第55条で指定した区域にかかる土地を市が先行取得できる機会を設けるためのものです。

【届出の必要な土地】

都市計画法第55条で指定した区域にかかる土地（越谷吉川線の一部と鳩ヶ谷別府線の一部）

- * 面積要件はありません
- * その土地に定着している建築物やその他の工作物を併せて有償で譲り渡そうとする場合は対象となりません（建築物・工作物を無償で譲渡する場合は、届出が必要です）
- * 土地の面積が200㎡以上で都市計画法第57条の規定に基づく届出をした場合は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の届出は必要ありません

【届出に係る添付資料】

- ※ 届出にあたっては、以下の資料が2部(越谷市分、届出者控分)必要になります。
- ※ 消せるボールペンを使用して記入しないでください。

1. 届出書

- ・所有形態が共有の場合は、別紙に住所、氏名を記載し、押印する
- ・法人の場合は名称及び代表者氏名まで記載し、押印する（代表者の個人印は不可）

2. 案内図（都市計画図、道路地図等）

- ・届出書の土地を朱書きする
- ・コピー可

3. 位置図（住宅地図等）

- ・届出の土地を朱書きする

4. 公図の写し

- ・届出の土地を朱書きする

5. その他参考となる資料（必要があれば）

6. 委任状（代理人による届出を行なう場合に必要となります。）

- ・譲渡人の印鑑と委任状の印鑑は同一のものとする